

農地法第3条許可

-農地を耕作するために売買や貸借を行うとき-

久御山町農業委員会

添付書類		町内	町外	摘要	
☆	申請書	1	1	実印を押印	
	印鑑登録証明書（個人）・印鑑証明書（法人）	1	1	申請者双方必要	
	土地の登記事項証明書	1	1	全部事項証明書に限る	
	登記事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合	住民票謄本、戸籍の附票等	1	1	住所の繋がりが確認できるもの
	公図	1	1		
☆	誓約書	1	1	実印を押印	
☆	営農計画書	1	1		
	耕作状況証明書		1	管轄農業委員会	
	農業用自動車検査証の写し		1		
☆	代理申請の場合	委任状	1	1	代理人が申請する場合。実印を押印
☆	法人申請の場合	農地所有適格法人としての事業等の状況	1	1	農地所有適格法人の場合
		法人登記事項証明書	1	1	
		定款又は寄付行為の写し	1	1	独立行政法人、地方公共団体を除く
		組合員名簿又は株主名簿の写し	1	1	農事組合法人又は株式会社の場合
		承認会社であることを証する書面及びその法人の株主名簿の写し	1	1	投資円滑化法5条に規定する承認会社が構成員の場合
		則16条2項の要件を満たしていることを証する書面	1	1	乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人又は一般財団法人である場合
		景観法による指定を受けたことを証する書面	1	1	景観整備機構である場合
☆	法3条3項適用の場合	契約書の写し	1	1	適正な利用を確保するための条件が付されていること
		確約書	1	1	実印を押印
	単独申請の場合	則10条1項各号のいずれかに該当することを証する書面	1	1	
	住居・生計を異にする二親等内親族を確認する場合	戸籍謄本	1	1	
☆	設定されている場合	仮登記・抵当権に対する同意書	1	1	認印でも可

- ※ 毎月20日締切（土日祝日の場合はその前日）、総会翌月5日（土日祝日の場合はその翌日）
- ※ ☆印については、当町農業委員会に用紙があります。
- ※ 数字は提出部数。提出する証明書は発行から3ヶ月以内の物を用意してください。
- ※ 原本還付をご希望の場合は、窓口で原本確認しますので原本を持参してください。
- ※ 必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。
- ※ 「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知）」を審査基準として、許可の判断を行います。